

- ・ ベネルクス意匠庁及びベネルクス商標庁，ベネルクス知的財産庁に統合
- ・ 英国特許庁，意匠出願の取扱いを変更
- ・ OHIM，オンライン商標分類ツール‘EUROCLASS’をリリース

《模倣品・海賊版対策》

- ・ ICC，知財権侵害事件についての報告を毎日公表
- ・ フランス産業財産庁長官，韓国特許庁庁長と模倣品対策などについて協議

《特許情報・電子出願》

- ・ ロシア特許庁，2005年の年報を公表
- ・ チェコ特許庁，2005年の年報を公表
- ・ フィンランド特許庁，2005年の年報を公表
- ・ アイルランド特許庁，2005年の年報を公表
- ・ スイス特許庁，2005年の年報を公表
- ・ ノルウェー特許庁，2005年の年報を公表
- ・ ベネルクス意匠庁，2005年の年報を公表
- ・ モルドバ特許庁，2005年の年報を公表
- ・ トルコ特許庁，2005年の年報を公表

《その他》

- ・ 英国ーインド，知財協力に関する共同声明発表
- ・ 欧州委員会，EUによる対途上国知財関連技術援助プログラムを公表
- ・ 英国の大学，技術移転が活発化

欧州知的財産ニュースは，JETRO デュッセルドルフセンター-産業財産権調査員(坂東・北村)により作成されたものです。配信又は配信中止のご希望，内容に関するお問い合わせ，ご意見・ご希望は，patent@d.jetro.de までお知らせ下さい。 Copyright(C)2006JETRO デュッセルドルフセンター-(坂東・北村)All rights reserved.

本メールの掲載内容を許可なく転載すること，配信された電子メールの第三者への転送，Webサイトへアップすることは固く禁じます。なお，掲載するニュースの記載内容については，正確性を十分に期しておりますが，記載の内容に起因する損害や不利益等が生じても責任は負いかねますので，予めご了承下さい。

《 特 許 》

・ 欧州裁判所、クロスボーダーのエンフォースメントを否定

欧州では、EPOによる中央集権的な出願受理、審査が行われ、「各国の権利の束」としての欧州特許が付与される。権利付与後はEPOの手を離れ、各国ごとの特許権として成立し、当該権利に係る争いは各国の裁判権に属することとなる。

特許権者の立場から見れば、これら各国ごとの特許権に係る争いについて、欧州内で一元化された単一の手続きで済ませたいとするニーズは強い。しかし、7月中旬、これを否定する欧州裁判所 (ECJ: European Court of Justice) の2つの判決が出された。特許訴訟の裁判権に係るこれらの判決は、今後の欧州内における司法の統一化の議論にも大きな影響を与え得る興味深いものであるので、以下に概説する。

(1) Roche v. Primus (C-539/03)

欧州特許の特許権者たる Primus 氏らは、Roche 社のオランダ法人及び同社のグループ企業である米、英、独、仏、ベルギー、スイス、オーストリア、スウェーデンの8カ国における現地法人8社が各地で特許を侵害しているとして、これら計9社を「オランダの裁判所」に提訴した。

オランダに居所のない8社は、オランダの裁判所における裁判権について争い、オランダ最高裁は本件についての判断をECJに付託した。

欧州内の裁判権について規定するブラッセル条約 (現 EC 規則 44/2001) では、原則、被告の居所がある国に裁判権を認めているが (条約第2条)、例外的に、複数の被告があるときはそれらの居所があるいずれの国にも裁判権を認めている (条約第6条(1))。そして、この条約第6条(1)が適用されるためには、複数の被告の行為に一定のつながり (connection) がなければならないことが規定されている。これは国ごとに矛盾した判決が出されることを防止するためでもある。

上記侵害事件について、ECJは、「複数の被告による侵害行為は各国において異なるであろうから、それぞれ訴訟が提起され各国で判決が出されても、それらが矛盾することにはなり得ない。」と判示し、本件の複数の被告間に一定のつながりがあることを否定した。さらに「欧州特許条約では、特許後の権利は各国法により支配されることを明記している。」とも述べて、条約第6条(1)の規定の適用を否定した。すなわち、オランダ以外に居所のある8社の行為については、オランダの裁判所における裁判権がないとの判断を示した。

(2) GAT & LUK (C-4/03)

ドイツ法人である GAT は、同じくドイツ法人である本件特許の特許権者 LUK に対し、

LUK社の「フランス特許」を侵害していない旨の確認を求める訴えを、「ドイツの裁判所」に提起した。ドイツのデュッセルドルフ高等裁判所は、本件はブラッセル条約の問題であるとして、ECJに判断を付託した。

ブラッセル条約第16条(4)では、「特許、商標等の登録や有効性に関する手続きについては、被告の居所にかかわらず、その登録がなされた国の裁判所の専属管轄とする」旨規定されている。

本件は、「侵害」の不存在確認訴訟であって、特許の「有効性」を判断する争いではないため、条約16条(4)の適用を受けず、したがって特許が登録されているフランスの専属管轄にはならず、ドイツが裁判権を有するのではないかと解しうる。しかし、ECJは、「特許の有効性を否定する抗弁は、侵害訴訟における被告側の反論として頻りに提起されるものであり、また侵害不存在確認訴訟においても同時に提起されうるものである」として、「条約第16条(4)は、特許の登録に関連するあらゆる手続きに適用されるべきである」とした。その結果、本訴訟はフランスの専属管轄であることとされ、ドイツにおける裁判権はないことが判示された。

以上2件の判決はいずれも、欧州内における特許侵害訴訟に関して集中化された手続き／国境を越えた手続きが存在しないことを明示し、侵害訴訟は国別に行わざるを得ないことを明確にした（ただし、これらの判決は仮処分には適用されない。EC規則44/2001第31条参照）。現行のEU法制の限界を示したこれらの判決の結果、現在欧州において検討されている、特許訴訟の統一を意図する欧州特許訴訟協定（EPLA）の議論の進展がより一層期待されることとなろう。

——— ECJの判決文は、以下参照 ———

Roche v. Primus (C-539/03)

<http://curia.Europa.Eu/jurisp/cgi-bin/form.pl?lang=en&Submit=Submit&alldocs=alldocs&docj=docj&docop=docop&docor=docor&docjo=docjo&numaff=C-539%2F03&datefs=&datefe=&nomusuel=&domaine=&mots=&resmax=100>

GAT & LUK (C-4/03)

<http://curia.Europa.Eu/jurisp/cgi-bin/form.pl?lang=en&lango=de&Submit=Suchen&alldocs=alldocs&docjo=docjo&docop=docop&docor=docor&docj=docj&docrequire=&numaff=C-4/03&datefs=&datefe=&nomusuel=&domaine=&mots=&resmax=100>

・英国特許庁、「E-Business 戦略 (Strategy)」と題する文書を公表

英国特許庁 (UKPO) は、7月26日「E-Business 戦略 (Strategy)」と題する文書の改訂版を公表した。

同文書は、特許庁のオンラインサービスなど電子化にかかる施策を中心に何年にどのようなサービスの提供を目標として設定しているかなどを、過去に達成した施策と合わせて公表し、定期的に更新しているもの。

同文書によると、同庁のビジョンは、創造性、イノベーション、競争力を最大限に引き出す IP 制度の実現であり、その使命はイノベーションを刺激し、英国産業・商業の国際競争力を高めることであって、その E-Business ビジョンは、カスタマーに効率的かつ魅力的な電子サービスの選択肢を提供することである、としている。

具体的な E-Business にかかる施策としては、2006年にはオンラインによるクレジットカード、デビットカード支払いの実現、ウェブサイトの新検索エンジン公開、商標のテキスト検索の改良、2007年にはインターネットを介した特許・商標・意匠のオンライン支払い方法の実現、商標イメージ検索システムの実現、などが掲げられている。

——— 英国特許庁のプレスリリースは、以下参照 ———

<http://www.patent.gov.uk/about/ebusiness/index.htm>

——— 英国特許庁が公表した「E-Business 戦略」全文は、以下参照 ———

<http://www.patent.gov.uk/about/ebusiness/ebusinessstrategy.pdf>

・ 英国特許庁、特許における口頭審理の手順を改正

英国特許庁は、特許における口頭審理 (hearing) の実施にかかる手順の変更を行った。これらの変更は、出願人側に直接影響するものではない。主な変更点は、次の通り。

・ 口頭審理担当官 (hearing officer) の指定

伝統的に、当該特許出願を扱った審査グループに属する deputy director が担当するが、この結果多くの口頭審理が2,3名の deputy director に割り当てられることとなる。口頭審理の件数が増加した結果、これら数名の deputy director では扱いきれなくなり一時的な他の deputy director によって処理されてきた。この度、口頭審理を伴う案件は、作業負担がより均等になるように輪番制で deputy director に割り当てられる。この結果口頭審理の準備の遅れが軽減されるとともに、決定がなされるまでの遅延も少なくなる。

・ 口頭審理予備的報告書(pre-hearing rEPOrts)

これまで、case examiner は、口頭審理担当官に対して予備的報告書を提供していた。一般にこの書類は公開されない。特許庁はこのやり方を再考し、この種の情報を出願人に対しても供給した方が、メリットがあるとし、非公開の予備的報告書に代えて、case

examiner が出願人に対して、口頭審理において解明されるべき問題点を全て明確に記載するとともに、関連する議論を合わせて記載した書面を送付する。

・口頭審理担当官の補佐官 (Hearing officers' assistants)

Deputy director は、必要な場合、決定の草案に当たって補助員として senior examiner を利用することができる。これには、senior examiner の教育の側面もある。Senior examiner は、通常 deputy director の審査グループから選出される。決定に対する責任は、口頭審理担当官にあることに変わりはない。

・口頭審理への出席

Case examiner は、質問に回答するために通常は口頭審理に出席する。補助員も指定された場合は出席する。

今回の変更の背景には、ヒアリングの申請数が数年前には年間数件であったものが、週2件程度に増加していることがある。

——— 英国特許庁の特許における口頭審理マニュアル全文は、以下参照 ———

<http://www.patent.gov.uk/patent/reference/hearing/index.htm>

・英国特許庁、進歩性についての意見公募の結果を公表

英国特許庁は、特許の質に関して国内外の関心が高まっていることを踏まえ、今年2月から4ヶ月間、特許の進歩性判断に関する意見公募を行っていたが、今般その結果を公表した。

英国弁理士会 (CIPA)、商標特許意匠連合会 (TMPDF) 等の特許ユーザー団体を含む26者から回答が得られた。ほとんどのユーザーが、英国特許庁の現行の進歩性の運用に満足しているという結果が得られた。他方、一部のバイオ特許については判断が厳しいという意見や、UKPOの審査官同士、UKPOと裁判所、UKPOと欧州全体とで判断の統一性に欠けることがあるとの意見が一部であった。

——— 英国特許庁のプレスリリース及び意見公募の結果は、以下参照 ———

<http://www.patent.gov.uk/about/consultations/responses/inventivestep/index.htm>

——— 意見公募開始に関する記事は、欧州知的財産ニュース 2006年1～3月号 (Vol.12) 参照 ———

http://www.jetro.de/j/patent/2006Jan_Mar/

・英国特許庁、医療発明の審査ガイドラインを公表

英国特許庁 (UKPO) は、7月28日、「英国特許庁における医療発明に関する特許出願のための審査ガイドライン (Examination Guidelines for Patent Applications relating to Medical Inventions in the UK Patent Office)」を公表した。これまでの英国内の判決及びEPOの審決を踏まえたもので、治療方法、手術方法、診断方法、第一／第二医薬用途発明に関する特許性判断基準について記載されている。最初のガイドラインは2004年に出されており、今回はその改訂版に当たる。

前回のガイドラインとの主要な相違は、以下の二点。

(1) 「診断方法 (Method of diagnosis)」の解釈

改訂前基準では、診断に関連し又は診断を目的として人体又は動物に施されるあらゆる方法が「診断方法」と解され特許性なしとされたが、EPO拡大審判合議体審決 (G01/04) を踏まえ「診断方法」を狭義に解するように改訂された。この結果、例えば「診断を目的として体からサンプルを取得する方法」は、従来拒絶されていたが、改定基準によれば特許されることとなる。

(2) 「体に施された (practiced on the body)」の解釈

改訂基準では、EPO拡大審判合議体審決 (G01/04) を踏まえ、方法におけるすべての「技術的なステップ」が人体又は動物に施される場合に限り特許の対象外とされることが明確化された。医師が判断するステップや採取したデータを標準値と比較するステップは「技術的なステップ」とはいえないため、診断方法か否かの判断には影響を及ぼさない。

なお、英国特許法は、EPC2000 (改正欧州特許条約。2007年末に発効予定。) の発効と連動して来年改正される予定となっているが、上記医療発明の特許性の判断基準は変更されない予定。

——— 改訂審査基準全文は、以下参照 ———

<http://www.patent.gov.uk/patent/reference/mediguilines/examguidelines.pdf>

・デンマーク特許商標庁、米国特許商標庁と特許分類協力について合意

デンマーク特許商標庁 (DKPTO) と米国特許商標庁 (USPTO) は、8月24日、特許分類に関する国際外注プロジェクトについて合意した。

このプロジェクトは、USPTO が EPO 及び JPO と協力して開発した新たな特許分類等に基づく米国特許公報及び公開特許公報の再分類を DKPTO が行うというもの。8月から4ヶ月間続けられ、両庁はその結果についてレビューを行い、その後のステップを決定することとなっている。

DKPTO のコングスタッド長官は、「DKPTO はその能力と余力を今後も提供することが

できるので、このプロジェクトは今後の多くの国際プロジェクトの第一歩となるであろう。」との抱負を述べた。他方、USPTOにとっても、この再分類付与作業はUSPTO審査官の審査に資することとなり、ひいては特許の質向上につながるとしている。

—— DKPTOの発表は、以下参照（デンマーク語） ——

http://www.dkpto.dk/weblog/journal_comments.asp?Journalid=515

—— USPTOの発表は、以下参照 ——

<http://www.dkpto.dk/nyheder/USPTO%20news%20release.PDF>

・三極協力の創始者の一人、EPO初代長官ファン・ベンテム氏逝去

EPOは、9月13日、初代長官ファン・ベンテム氏（Mr. Johannes Bob van Benthem）が9月11日に逝去した旨公表した。享年85歳。

ファン・ベンテム氏は、1946年、弁護士としてオランダ特許庁に入庁し、1968年から1977年までオランダ特許庁長官を務めた。その傍ら、1960年代後半から70年代にかけてEPO設立に向けた中心人物として活躍し、1973年の欧州特許条約設立のためのミュンヘン外交会議を取り仕切り、欧州における集中化特許付与制度を誕生させた。そして、1977年10月、初代EPO長官に選出され、同年11月から1985年4月までの7年半にわたり長官を務め、現在のEPOの基礎を構築した。

長官としての経歴の中で重要なものとして、1983年にJPO（当時若杉長官）、USPTO（当時モッシンホフ長官）とともに三極特許庁協力活動を立ち上げ、今日の国際特許システムの基礎を形成した点が挙げられる。

ポンピドゥーEPO長官は「ファン・ベンテム氏は、EPO設立のためパイオニアスピリットを発揮し、EPOが今日のような大いに成功した国際機関となることに貢献した。」旨コメントしている。

—EPOのプレスリリースは、以下参照—

http://www.european-patent-office.org/news/pressrel/2006_09_13_e.htm

（参考）EPO歴代長官（氏名、国籍、任期）

- ①Johannes Bob van Benthem, 蘭, 1977年11月1日～1985年4月30日
- ②Paul Brändli, スイス, 1985年5月1日～1995年12月31日
- ③Ingo Kober, 独, 1996年1月1日～2004年6月30日
- ④Alain Pompidou, 仏, 2004年7月1日～（2007年6月30日（予定））
- ⑤Alison Brimelow, 英, 2007年7月1日～2010年6月30日（予定）

・ 北欧特許庁、WIPO 総会で PCT 機関として承認

デンマーク特許商標庁は、9月28日にWIPO総会において北欧特許庁(NPI; Nordic Patent Institute)がPCT機関として承認され、国際調査機関(ISA)及び国際予備審査期間(IPEA)として活動する資格が与えられた旨、9月29日付でプレスリリースを行った。同プレスリリースによると、北欧諸国は、ユーザーの利益のために北欧特許庁を設立すべく数年にわたって取り組んできており、すばらしい勝利だ、としている。

NPIは、デンマーク、アイスランド、ノルウェーの3ヶ国の特許庁の協力によりコペンハーゲンに設立された国際機関。

——— デンマーク特許商標庁のプレスリリースは、以下参照 ———

http://www.dkpto.dk/weblog/journal_comments.asp?JournalID=581

<http://www.dkpto.dk/nyheder/presserum/dok/290906-pct.pdf>

——— 北欧特許庁の関連記事は、欧州知的財産ニュース2006年7月号(Vol.14)第7頁及び2004年9～11月号(Vol.5)第3頁(下記URL)参照 ———

<http://www.jetro.de/j/patent/2006July/News.pdf>

http://www.jetro.de/j/patent/2004Sep_Oct_Nov/News.pdf

・ 独中の特許庁、知的財産保護の強化で合意、調印

ドイツ連邦司法省は、独中の特許庁が協力を拡大していくことで合意し、調印を行った旨9月14日付けでプレスリリースを行った。

欧州歴訪中の中国の温首相は14日ベルリンのドイツ連邦首相府でメルケル首相(Dr. Angela Merkel)と会談したが、この際両国の特許庁は、両庁の協力について合意し、調印を行った。

この合意には、知的財産保護の問題について意見交換を行うために特許審査官の交換を行うこと、二国間協力の担当者レベルによる定期協議を設置すること、が含まれる。

ツェプリス連邦司法大臣の談話は次の通り。「この合意により両国の知的財産分野における協力関係が密接、かつ信頼できるものとなる。両国は今後できる限り知的財産を保護していく。連邦政府は、知的財産権の権利者の保護をどのように強化できるかについて、中国側と幅広く対話したい。」独中法治国家の対話2007(注)では知的財産の保護を中核にする。」

さらに、2007年の前半に知的財産の保護を取り巻く最新のテーマについて両国の特許庁が共同でシンポジウムを開催することを決定した。

(注)

独中の”法治国家の対話”(Rechtsstaatsdialogs)は、シュレーダー前首相(Schroeder)と朱鎔基前首相のイニシアチブによる2000年夏の合意に基づいている。以来現実的な法律問題についてハイレベルなシンポジウムが毎年開催されている。

——— ドイツ司法省のプレスリリース(ドイツ語)は、以下参照———

http://www.bmj.bund.de/enid/16052bc3621319a3e1af518029b59711.24aff7707265737365617274696b656c5f6964092d0932353539093a096d795f79656172092d0932303036093a096d795f6d6f6e7468092d093039093a095f7472636964092d0932353539/Presse/Pressemitteilungen_58.html

——— 独中の知的財産保護の関連記事は、欧州知的財産ニュース2006年4～6月号(Vol.13)第18頁参照 ———

http://www.jetro.de/j/patent/2006Apr_Jun/News.pdf

・ 欧州委員会、イノベーション戦略を公表

欧州委員会(European Commission)は、9月13日、「欧州連合(European Union)のための広域イノベーション戦略」を公表した。今年春の欧州サミットにおいて、各国首脳が欧州委員会に対し、知識への投資を製品・サービスに転換するためのプログラムを策定すべしと要求していたが、今回のイノベーション戦略は、これに呼応すべく策定されたもの。リスボン戦略の中心要素である産業主導のイノベーションを実現するための10項目のアクションプログラムからなり、知財も一項目として挙げられている。

【アクションプログラム】

- (1) イノベーションフレンドリーな教育システムの構築
- (2) 欧州技術機関の設立
- (3) 研究者のための単一労働市場へ向けた取組
- (4) 研究と産業の関係強化
- (5) 新たな連携政策プログラムを通じた地域イノベーションの醸成
- (6) R&D改革とR&Dの税制インセンティブ
- (7) 知的財産権保護の強化
- (8) デジタル製品・サービス—著作権料徴収のイニシアティブ
- (9) イノベーションフレンドリーな“リードマーケット”(イノベーション産物が取り引きされる成功したマーケット)のための戦略の発展

(10) 獲得を通じたイノベーションの刺激

(7) の知的財産権保護の強化については、コスト、質、法的安定性をバランスさせた特許取得手続きを確立すべく、欧州委員会が年末までに新特許戦略を提示することとし、特許制度の向上、欧州委員会の政策間でのシナジー創出、外国市場における知的財産権エンフォースメントの強化等を行うとしている。そして、支援活動及びアウェアネス向上による知的財産権制度の活用向上、エンフォースメント強化等を目指す。

このプログラムは、10月20日から開催される欧州サミットにおいて各国首脳により議論される。

—— 欧州委員会のプレスリリースは、以下参照 ——

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/06/1181&type=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

—— 全文は、以下参照 ——

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=MEMO/06/325&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=fr>

・ 英国特許庁、特許権の集団訴訟に関する意見公募を開始

英国特許庁は、特許権の集団訴訟に関する意見公募を開始する旨、9月26日付けでプレスリリースを行った。

英国においては、2004年4月に成立したEUエンフォースメント指令（Directive 2004/48/EC）の国内履行法の検討に当たって、同指令第4条（注1）「手段、手続き及び救済措置の適用を申し立てる権利を有する者」について慎重に検討した結果、当時受け取った様々なコメントなどから、集団訴訟に対する適当な解決手段は無く、同指令は特別な条項を要請しているものではない、ということが明らかとなったとして、最終的な条項に集団訴訟の条項は含めなかったことを背景に、今回この問題をより詳細に検討するために正式な意見公募を行うことに決定したものの。

意見公募の文書では、特許権の集団訴訟は認められるべきか、法改正は必要か、など13の質問などに対して意見が求められており、訴訟費用削減の面から利益があるかなどの観点から対応が検討されることになる。この意見公募の文書は300以上の団体に対して送付されており、意見の提出締め切りは2006年12月18日。

（注1）EUエンフォースメント指令 第4条（手段、手続き及び救済措置の適用を申し立てる権利を有する者）

1. 加盟国は、この章に記載の手段、手続及び救済措置の適用を求める権利を有する者として、以下の者を認識しなければならない。

(a) 準拠法の規定に整合的に知的財産権を保有する者

(b) これらの権利を使用する権限を与えられた他のすべての者、特に、準拠法の規定により許容され、かつ、準拠法の規定に整合的な限りにおいて、実施権者

(c) 準拠法の規定により許容され、かつ、準拠法の規定に整合的な限りにおいて、知的財産権の所有者を代表する権利を有するものと通常みなされている知的財産権を集合的に管理する団体

(d) 準拠法の規定により許容され、かつ、準拠法の規定に整合的な限りにおいて、知的財産権の所有者を代表する権利を有するものものと通常みなされている専ら防衛に従事する団体

—— 英国特許庁のプレスリリースは、以下参照 ——

<http://www.patent.gov.uk/about/about-consult/about-formal/about-formal-current/consult-representativeactions.htm>

—— 意見公募の文書は、以下参照 ——

<http://www.patent.gov.uk/consult-representativeactions.pdf>

—— EU エンフォースメント指令に関する記事は、欧州知的財産ニュース 2004年創刊号 (Vol.1) 第14頁 (下記 URL 参照。) 参照 ——

<http://www.jetro.de/j/patent/2004May/news.pdf>

—— EU エンフォースメント指令 2004/48/EC は、以下参照 ——

[http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32004L0048R\(01\):EN:HTML](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32004L0048R(01):EN:HTML)

—— EU エンフォースメント指令 2004/48/EC の仮訳は、以下参照 ——

<http://www.jetro.de/j/patent/2004May/%83G%83%93%83t%83H%81%5b%83X%83%81%83%93%83g%8ew%97%df%81i%89%bc%96%f3%81j040428.pdf>

・ 先進国会合及び WIPO 加盟国総会の結果概要

【特許制度調和に関する先進国会合】

9月24日、WIPO 総会に先立ち、日米及び欧州諸国 (20 数カ国並びに EU 及び EPO 含む) 等による特許制度調和に関する先進国会合が開催された。途上国の頑なな抵抗のため WIPO での議論が進展しない中、実質的な議論が可能なこの会合の場において先進国間で何らかの進展が見られることが期待されていた。

このような中、米国の先発明主義から先願主義への移行を含む、新規性、進歩性等の特許性判断に関する重要項目についてのパッケージ妥協案に基づいて、条文テキストを作成

し、11月の東京会合での合意を目指すことが全会一致で決定された。

パッケージ案への取組については欧州諸国間でも温度差があると見られていたが、欧州諸国内で非公式に直前まで協議を行った末、東京合意を目指すとする欧州のワンボイスが形成されたことは大きな成果であり、欧州諸国における制度調和実現への強い意気込みを感じさせる会合であった。今後、グレースピリオドや秘密先行技術の取扱等、パッケージ案の細部の検討において欧州内の意見の相違が顕在化することも予想され、11月の東京会合でどこまで合意できるかが注目される。

【WIPO加盟国総会】

9月25日～10月3日にわたり、ジュネーブの世界知的所有権機関（WIPO）本部にて、WIPO加盟国総会が開催された。南北対立により、特許制度調和を初めとする各議題での交渉が難航しているのはここ数年変わらぬ状況ではあるが、途上国の中でもブラジル・アルゼンチンといった強硬派と他の国々との間で微妙な温度差が生じつつある雰囲気も見受けられた。

(1) 特許制度調和

特許法の実体面での調和については、これまで特許法常設委員会（SCP）において実体特許法条約（SPLT）の議論が続けられてきている。日米欧を中心とした先進国は、特許性判断の中心的項目である先行技術に関する四項目（先行技術の定義、グレースピリオド、新規性、進歩性）を優先的に議論すべきと主張しているのに対し、ブラジル・アルゼンチンを中心とする開発フレンズは、遺伝資源の出所開示、技術移転等の九項目についても優先的に議論すべきと主張し、ここ2年間実質的議論が停止している。この状況を打開するため、今年4月の非公式SCPで今後の作業計画について協議したが、依然として合意が得られなかった。

本総会では、今後のSCPの進め方について議論が行われ、(1)途上国は今年12月までにSCP作業計画についての提案を提出する、(2)2007年前半、議長は各地域グループ等と非公式協議を行い非公式SCP開催の目途について判断する、(3)2007年WIPO総会で、2008-2009年の作業計画策定のための非公式協議について検討する、との手続きについての合意がなされた。

(2) 北欧特許庁の承認

PCT同盟総会において、北欧特許庁（Nordic Patent Institute）が国際調査機関及び国際予備審査機関として選定されることが、幅広い支持により承認された。

(3) 開発

WIPOの開発アジェンダについては、これまで111の具体的提案がなされ、今年に入り2回の「開発アジェンダ関連提案に関する暫定委員会（PCDA）」が開催されたが、目に見える成果が得られなかった。

本総会では、成果を得られる議論の手法について議論され、次回PCDAではこれまで合

意が得られつつある項目をまず議論し、その次の PCDA ではその他の項目を議論することとされ、提案項目の整理を行った上で、次回総会に対して具体的な勧告を提出することが合意された。

—— WIPO のプレスリリースは、以下参照 ——

http://www.wipo.int/edocs/prdocs/en/2006/wipo_pr_2006_462.html

・ フランス憲法裁判所、ロンドンアグリーメントは合憲と判断

フランスの憲法裁判所は、9月28日(木)ロンドンアグリーメント(注1)が合憲であるとの判断を示した。

60名以上のフランスの代議士や上院議員が憲法裁判所に対してロンドンアグリーメントが合憲か違憲かの判断を求めていたもので、同国の首相も同アグリーメントの採択がフランスの法律と矛盾しないか確認を求める書簡を同裁判所に送達していた。

代議士らの主張は、フランスの憲法第2条(注2)の規定によると、フランスの公用語はフランス語であるとされており、特許明細書のフランス語への翻訳を課さない同アグリーメントの採択は、この規定に違反する、というもの。

これに対して、9月28日同国憲法裁判所は、同アグリーメントは合憲であるとの判断を示した。判断に当たって主に考慮された事項は次のとおり。

- ・ 侵害訴訟等の紛争が生じた場合に提出される欧州特許のフランス語訳が裁判にあってもつ効力は、民法で規定される通りである。
- ・ 国内の裁判にあたって、同アグリーメントは、公法及び私法を扱う法律関係者に対して、フランス語以外の言語を公共部門において使用することを求めるものではない。
- ・ フランス語以外の言語を使用する権利は、フランス国内の行政部門や公的部門、特にフランス特許庁に対する関係において、特定の者に対していかなるメリットももたらさない。

このフランス憲法裁判所が示したロンドンアグリーメント合憲の判断により、フランスが同アグリーメントを批准し、同アグリーメントが早期に発効する可能性が強まった(注3)。

また、これに関連してフランス産業連盟(MEDEF: Mouvement des Entreprises de France)は9月30日付で次のプレスリリースを公表した。

「フランス憲法裁判所によるロンドンアグリーメント合憲の判断は、同アグリーメントの最終的な批准への道を開くものであり、MEDEFはフランス政府が同アグリーメントを早急に批准すべく直ちに草案作成を開始すべきである旨主張する。この議定書を作成した英

独仏及びその他の7ヶ国の目的は、(1)翻訳コストの削減、(2)欧州特許について手続きの簡素化及び手続き遅延の低減、(3)欧州特許の利用を容易にし、普及させること、である。同アグリーメントはフランスの発明の保護を強化し、現在27にもなる欧州言語によって非常に高コストとなっている翻訳費用を削減するものである。フランス語は非常に有用で、欧州内の自然科学分野における3つの言語の1つである。MEDEF ロランス・パリゾ氏会長のコメントは次の通り。「これにより、日本及び米国の特許に対して、欧州特許が競争力のあるものであり続けることが可能となる。」

(注1) ロンドンアグリーメント

2000年10月17日ロンドンで行われた政府間会合において、英独仏その他7ヶ国(オランダ、モナコ、ルクセンブルグ、スイス、スウェーデン、デンマーク、リトアニア)は「欧州特許条約における翻訳に関する議定書」を採択。後に正式なものとして「EPC第65条の適用に関する2000年10月17日の合意」(通称ロンドンアグリーメントあるいはロンドンプロトコル)となった。

現行のEPC第65条1項によると、特許付与後、クレーム及び明細書の全文を指定国の公用語(現在の欧州の公用語は27言語。)に翻訳しなければならないため、非常にコストがかかる。

同アグリーメントによると、特許付与後各指定国での手続きに当たっては、クレームのみを必要な際に所定の言語へ翻訳すればよく、例えば英語で欧州出願され、特許付与された場合には、指定されたフランスにおいては、明細書全文をフランス語に翻訳させることはできない(第1条)。一方、侵害訴訟等の紛争時には、その国の公用語への翻訳を求めることができる(第2条)。

—— 同アグリーメントの概要(日本語)は、こちら ——

—— 同アグリーメント全文は、以下参照 ——

http://www.european-patent-office.org/EPO/pubs/oj001/12_01/12_5491.pdf

(注2) フランス憲法第2条

フランス憲法第2条(仮訳)は以下の通り。

「財、製品、サービスの呼称、提供、展示、使用法、保証条件の範囲の記述、および請求書・受取書では、フランス語を用いなくてはならない。この規定は、書面、音声、映像であるにかかわらず、広告にも適用される。本条の規定は、外国語の呼称の下に広く知られている特産品の名称には適用されない。商標法は、商標とともに登録された記述等への本条の第1項および第3項の適用を妨げない。」

—— フランス憲法(フランス語)は、以下参照 ——

<http://www.legifrance.gouv.fr/texteconsolide/PCEAW.htm>

(注3) ロンドンアグリーメントの発効

同アグリーメントの発効には、欧州特許の最上位ユーザである英国、ドイツ、フランスの批准が必須であり(第6条)、それ以外の5ヶ国の批准で発効する。英国では2005年4月6日に発効しており、ドイツは2004年2月に批准している。フランスの産業界は早期の実現を望んでいる一方で、翻訳業務の削減などに対する抵抗がある。

—— フランス憲法裁判所のプレスリリース(フランス語)は、以下参照 ——

<http://www.conseil-constitutionnel.fr/decision/2006/2006541/communiq.htm>

—— フランス憲法裁判所の決定(フランス語)は、以下参照 ——

<http://www.conseil-constitutionnel.fr/decision/2006/2006541/2006541dc.htm>

—— ロンドンアグリーメントの関連記事は、欧州知財ニュース2005年5月号(Vol.9)第1頁参照 ——

<http://www.jetro.de/j/patent/2005June/News.pdf>

—— フランス産業連盟(MEDEF)のプレスリリース(フランス語)は、以下参照 ——

http://www.MEDEF.fr/staging/site/core.php?pag_id=56760

—— 関連するニュース記事は、下記の通り(全てフランス語) ——

http://www.droitpublic.net/article.php3?id_article=1393

<http://info.aol.fr/article.jsp?id=16291943>

http://www.langue-francaise.org/Articles_Dossiers/Dos_protocole_Londres_28_02_2006.php

<http://www.latribune.com/News/News.nsf/AllByID/Conseil-Constitutionnel---Accord-de-Londres-relatif-au-brevet-europeen---IDA34642792F3E2617C12571FB0057B0B9?OpenDocument>

http://www.revue-republicaine.org/breve.php3?id_breve=0437

・ 欧州委員会、特許訴訟保険に関する報告書を公表

欧州委員会(European Commission)は、10月、「特許訴訟保険 — 特許訴訟のリスクに対する保険スキームの実現可能性に関する研究 —」(PATENT LITIGATION INSURANCE – A Study for the European Commission on the feasibility of possible insurance schemes against patent litigation risks-)と題した報告書を公表した。

特許訴訟保険については、2002年1月に域内市場・サービス総局により最初の研究が開始され、その後のフォローアップとしてより詳細な研究が2004年からスタートしていた。今回の報告書はそのフォローアップの研究を取りまとめたもので、欧州委員会がロンドンのコンサルタント会社(注)に外注して作成を行った。

報告書では、特許訴訟保険ビジネスについて「特許訴訟保険の市場はまだ小さく、保険

会社にとっては参入により得られる利益よりもリスクが大きい。特段の方策を採らない限り今後も現状のままであろう。」と結論づけている(第5章 Executive summary)。しかし、特許訴訟のコストを算出する基礎となる、訴訟件数、損害額、平均特許残存期間等に関する豊富なデータが、欧州各国別に詳述されている点は興味深い。

欧州委員会は、2006年12月31日を期限として、本報告書への意見を公募している。

(注)「CJA Consultants Ltd.」 欧州議会の元議員複数が幹部を務めるコンサルタント会社。欧州委員会や各国政府に対し、法制・政策等に関する分析、研究、提言を行っている。

—— 欧州委員会のプレスリリースは、以下参照 ——

http://ec.europa.eu/internal_market/indprop/patent/index_en.htm#studies

—— 報告書は、以下参照 ——

<本文>

http://ec.europa.eu/internal_market/indprop/docs/patent/studies/pli_rEPOrt_en.pdf

<付属文書>

http://ec.europa.eu/internal_market/indprop/docs/patent/studies/pli_appendices_en.pdf

・ 欧州議会、EUがEPLAのメンバーとなることを延期する決定案を承認

欧州議会 (European Parliament) は、欧州委員会 (European Commission) が支持しているEUがEPLAのメンバーとなることを延期する決議案を賛成 494、反対 109、棄権 8 で10月12日承認した。

決議案は欧州人民・欧州民主党グループ (EPP-ED)、欧州社会主義グループ (PES)、欧州自由民主連盟 (ALDE) によって準備されたもので、欧州委員会 (European Commission) に対してEUにおける特許制度及び特許訴訟制度を改善するあらゆる計画を調査することを促しており、特にEPLAや共同体特許提案の修正なども含んでいる。EPLAについてみると、決議案では提案されていた文書は重要な改善が必要であるとし、またEPLA裁判所の手続きにかかる規則について満足行く提案が必要である、としている。実際、EPLAに係る規定については、特許付与手続きのコントロール、司法の独立性、訴訟コストの点において、重要な修正要求が出された。

EPLAへの加盟については、9月28日に行われた議論においては、欧州委員会の域内市場・サービス総局 (Information Market and Services DG) のマックリービー (McCreevy) 委員は、EPLAは欧州の特許制度をより効率的にするものであるとして支持していた。

EUが仮にEPLAに参加すれば、EUにおける全ての特許に対して有効な司法権を持つ裁判所が創設されることとなる。欧州議会の議員らは、EPLAのメンバーとなることを否定

はしないものの、現在の決議案については保留との立場で、特に特許付与手続きに対するEUのコントロールがきかない点に保留の立場を取っている。議員らは共同体特許の創設が最前のものと考えている。

共同体特許については言語問題から欧州連合理事会(The Council)において進展が無く、欧州委員会がEPLAに加盟する提案を進めていた。

これに反応して、英国公認特許代理人協会(CIPA: The Chartered Institute of Patent Agents)は、欧州委員会の安くて信頼性があり効率よい裁判所を導入しようとする努力を支援する、とのプレスリリースを行った。

また、情報共和促進協会(FFII: The Foundation for a Free Information Infrastructure)(注)は、概ね賛成である、とのプレスリリースを行った。

(注) FFII

欧州の各国で登録されている非営利団体で、情報資源を自由に使えるようにすることや、プログラマーなど情報を創作する企業・個人を独占から守ることを目指してロビー活動を行っている。3000以上の企業及び9万以上の個人がメンバー。

—— 欧州議会のプレスリリースは、以下参照 ——

http://www.europarl.europa.EU/news/expert/briefing_page/11576-285-10-41-20061010BRI11531-12-10-2006-2006/default_p001c008_en.htm

http://www.europarl.europa.EU/news/public/story_page/008-11650-284-10-41-901-20061013STO11648-2006-11-10-2006/default_en.htm

—— C I P Aのプレスリリースは、以下参照 ——

<http://www.cipa.org.uk/pages/whatsnew/article?4AE9E798-9191-432B-85FC-A863B661BAD9>

—— F F I Iのプレスリリースは、以下参照 ——

http://press.ffii.org/Press_releases/European_Parliament_turns_around_EPLA_resolution

《 意 匠 ・ 商 標 》

・ 英国特許庁、商標における相対的拒絶理由に関する意見公募の結果を公表

英国特許庁は、今年2月22日から5月17日まで行った商標における相対的拒絶理由に関する意見公募の結果を公表した。

従来、英国特許庁では、商標における絶対的拒絶理由及び相対的拒絶理由について審査を行っているが、この運用は、先行する商標権者が異議を申し立てた場合に限り相対的拒絶理由についての審査を行うとする共同体商標（CTM）の運用と異なっている。この2つの異なる制度によるユーザーの混乱を回避するため、英国の商標制度を改正することを目指して、今回の意見公募が行われていた。

相対的拒絶理由に関する5つの選択肢が示されたが、「特許庁はサーチを行い、先行する登録商標を発見した場合には出願人及び先行商標権者の両者に通知する」という選択肢が採用されることとなった。この選択肢では、庁による相対的拒絶理由に関するサーチは情報提示のためのみに行われ、先行商標権者は異議を申し立てるか否かを決定し、また出願人は商標出願の手続きを先に進めるか否かを判断することとなる。意見公募の回答63件のうち、最多の43%がこの案を支持した。

今後は、この選択肢の制度を導入する方向で法改正及び運用改正を行う。相対的拒絶理由があることを出願人や先行商標権者に通知する手続きなどの詳細を検討するため、ユーザーにさらなる意見公募を行うこととなる。必要な改正を終え、新たな制度・運用が実施されるのは、2007年10月からとなる見込みである。

——— 英国特許庁のプレスリリース及び意見公募の結果は、以下参照 ———

<http://www.patent.gov.uk/about/consultations/responses/relative/index.htm>

——— 意見公募開始に関する記事は、欧州知的財産ニュース 2006年1～3月号 (Vol.12) 参照 ———

http://www.jetro.de/j/patent/2006Jan_Mar/

・ベネルクス意匠庁及びベネルクス商標庁、ベネルクス知的財産庁に統合

ベネルクス意匠庁（the Benelux Designs Office）、及びベネルクス商標庁（the Benelux Trademarks Office）は、ベネルクス知的財産条約（The Benelux Intellectual Property Treaty）の発効にともって、9月1日からベネルクス知的財産庁（the Benelux Office for Intellectual Property; BOIP）に統合されると発表した。

9月1日以降、意匠及び商標はそれぞれベネルクス知的財産庁により登録されることとなる。新たな名称を伴う新しいロゴが用いられることになる。登録手続きや権利はこれまでと変わらない。

——— ベネルクス知的財産庁のホームページは、以下参照 ———

<http://www.boip.int/>

——— 旧ベネルクス意匠庁のホームページは、以下参照 ———

<http://www.bmb-bbm.org/modellen/en/index.php>

—— 旧ベネルクス商標庁のホームページは、以下参照 ——

<http://www.bmb-bbm.org/merken/en/index.php>

—— ベネルクス知的財産条約発効の記事は、以下参照 ——

<http://www.bmb-bbm.org/merken/en/news.php>

—— ベネルクス意匠条約，統一意匠法，商標条約，統一標章法などは，下記 JPO の HP 参照 ——

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/

・ 英国特許庁，意匠出願の取扱いを変更

英国特許庁は，10月1日から意匠出願の取り扱いを変更する旨9月29日付けでプレスリリースを行った。この変更は，10月1日から意匠規則2006，意匠料金規則2006などが発効することに伴うもので，次のような改正点が含まれる。

- ・ 出願様式の簡素化
- ・ 1つの出願様式に基づいてなされた多意匠登録出願（multiple applications）については，同時に提出された意匠の料金の減額
- ・ 申請に基づいて，公開を最大12ヶ月まで延期
この変更によりコスト負担が減りデザイナー，発明者の意匠保護が奨励されることになる。

—— 英国特許庁のプレスリリースは，以下参照 ——

<http://www.patent.gov.uk/press/press-release/press-release-2006/press-release-20060815a.htm>

<http://www.patent.gov.uk/design/d-decisionmaking/d-law/d-law-notice/d-law-currentnotice/d-law-currentnotice-desreschange.htm>

・ OHIM，オンライン商標分類ツール‘EUROCLASS’をリリース

共同体商標意匠庁（OHIM）は，10月2日，新規のオンライン商標分類ツール「EUROCLASS」を公表した。EUROCLASSは，OHIM，英国特許庁（UKIPO），スウェーデン特許庁の三庁の協力により構築されたもので，152,000以上にわたる英語及びスウェーデン語の用語を包含する。機能は以下の通り。

- ・ term FINDER
選択した庁における商品及びサービスの分類を探すことが可能。

- database CHECKER

ある商品及びサービスの記述が特定の庁のリストに載っているかを検索可能。

もし載っていないときは、リストに載っている他の候補を見つけることが可能。

- database MATCHER

ある庁のリストに含まれる記述が、他の庁において受理されるかを閲覧することが可能。完全に照合しない場合は、似たような用語をリストアップする。言語を超えた検索もでき、例えば、スウェーデン特許庁からスウェーデン語の分類を入力すると、英国特許庁における英語の対応する分類を見つけることが可能。

EUROCLASS は他の欧州内特許庁にも本プロジェクトを拡大することを検討中。

——— OHIM のプレスリリースは、以下参照 ———

<http://oami.europa.eu/en/EUroclass.htm>

《 模倣品・海賊版対策 》

- ICC, 知財権侵害事件についての報告を毎日公表

ICC は、BASCAP プロジェクト（「模倣品・海賊版撲滅のためのビジネス行動」、Business Action to Stop Counterfeiting and Piracy）を行っているが、この一環として、知的財産権の侵害についての報告を毎日、そして毎月公表するというユニークなシステムを開始した旨、8月9日公表した。

これは、報告されたブランドに関係する事件、国、差し押さえた額、量、などについてのオープンになっている情報を収集し、模倣品・海賊版の世界における状況を把握しようというもの。

ICCによると、ブラックマーケットにおける活動を量的に表そうとするものでその第一段階にすぎない。模倣品や海賊版の事件を追跡することは、これらの違法行為は通常これらを撲滅しようとしている政府や企業の知らないところで起きていることから、非常に労力を要することが分かった。インターポールやOECDなどの専門家は、世界経済におけるインパクトを算定しようとしては挫折してきている。多くの政府は、これら違法製品の流通量を推定するのに国境における模倣製品の差し押さえに頼っているだけである。

なお、上記の毎日の報告は、無料でインターネットで公開されている。

(注) ICC

International Chamber of Commerce。国際商業会議所。1920年の設立以来民間企業の世界ビジネス機構として活動。目的は、国際貿易と投資の促進、企業間の自由かつ公正な競争の原理に基づく市場経済システムの発展、など。主な活動は、WIPO,WCO,WTO等の国際機関や各国政府に民間の立場から提言を行ったり、商法関連犯罪の情報提供など。国際事務局はパリ。会員は、世界130ヶ国に約7,400社。<http://www.ICCwbo.org/>

(注) BASCAP

Business Action to Stop Counterfeiting and Piracy。模倣品及び海賊版の増加によりビジネス及び世界経済における損失は計り知れず、広範囲にわたる雇用の喪失、税収の大きな減少をもたらすに至っていると同時に、投資のインセンティブを低下させ、一方消費者は危険な模倣製品により害されている。これらに鑑みてスタートしたもので、あらゆるビジネスセクターが連携し、国境を越えて模倣品・海賊版の撲滅に取り組むプロジェクト。

—— ICCのプレスリリースは、以下参照 ——

<http://www.ICCwbo.org/bascap/ICCidch/index.html>

—— 毎日公表される報告は、以下参照 ——

<http://www.bascap.com/news/index.html>

・フランス産業財産庁長官、韓国特許庁長官と模倣品対策などについて協議

フランス産業財産庁 (INPI) は、同庁の Benoît Battistelli 長官と韓国特許庁 (KIPO) の Sang-Woo Jun 長官が9月22日に二国間会合を開催した旨、9月28日プレス発表を行った。

この会合においては、主に両国における模倣品撲滅対策の改善について話し合われた。Battistelli 長官はフランスにおける反海賊版キャンペーンの詳細について説明を行い、一方 Sang-Woo Jun 長官は、模倣品の撲滅に向けてより一層取り組みを強化していく決意を強調した。

また、両国はそれぞれの国においてシンポジウムを開催することで合意した。このシンポジウムでは政府関係者及び民間からの参加者が拡大を続ける模倣品の問題について情報交換を行う。

—— フランス産業財産庁のプレス発表は、以下参照 ——

http://www.inpi.fr/front/content/ART_876_206.php?PHPSESSID=6f0214c63670038b5d1617c9090246fa

《特許情報・電子出願》

・ロシア特許庁、2005年の年報を公表

ロシア特許庁は、2005年の年報を5月に公表した。主な内容は以下の通り。

- ・特許出願件数は32,254件で2004年の30,192件から6.8%増加。うち国内からの出願件数は23,644件（73%）、外国からの出願件数は8,610件（27%）。
- ・登録された特許件数は23,390件で2004年の23,191件とほぼ同数。
- ・外国からの特許出願件数を国別にみると、米国2,417件、ドイツ1,248件、韓国530件、フランス518件、日本509件の順。対前年比で伸びが高い国は、韓国70%増、中国59%増、日本56%増、米国39%増の順。
- ・登録された特許件数を国別にみると、米国760件、ドイツ644件、フランス295件、ウクライナ289件、スイスと日本252件の順。
- ・実用新案出願件数は9,473件で2004年の8,948件から5.9%増加。うち国内からの出願件数は9,082件（対前年比5%の増加。）、外国からの出願件数は391件（対前年比30%の増加。）
- ・登録された実用新案権数は7,242件で2004年の8,503件から15%減少。
- ・意匠出願件数は3,917件で2004年の3,453件から13%増加。うち国内からの出願件数は2,516件（対前年比8%増。）、外国からの出願件数は1,401件（対前年比24%増。）。
- ・登録された意匠件数は2,469件で2004年の2,229件から11%増加。うち外国からの出願人のものが839件（対前年比42%増。）。
- ・商標出願件数は47,087件で2004年の40,877件から15%増加。うち国内からの出願件数は26,460件（対前年比11%増加。）、外国からの出願件数は20,627件（対前年比20%増。）。
- ・登録された商標件数は29,447件で2004年の27,540件から7%増加。うち外国からの出願人のものが15,058件（対前年比23%増加。）。
- ・外国からの商標出願件数を国別にみると、ドイツ3,129件、米国2,585件、フランス1,530件、イタリア1,515件の順。

—— 年報全文は、以下参照 ——

http://www.fips.ru/rep2001/rep2005/index_en.htm

・チェコ特許庁、2005年の年報を公表

チェコ特許庁は、2005年の年報を公表した。主な内容は以下の通り。

(特許)

- ・特許出願件数は、国内出願が 586 件、外国出願が 244 件で合計 830 件。2000 年の 4,938 件以降毎年減少を続けており、2004 年の 1,252 件からは 34%の減少。
- ・PCT 出願で国内段階に入った出願件数は 145 件。
- ・一方、EPO 出願でチェコを指定している出願件数は、2003 年 18 件、2004 年 876 件、2005 年 5,077 件と増加。
- ・外国出願を国別にみると、米国 76 件、ドイツ 43 件、スイス 22 件と続いている。
- ・特許出願を分野別にみると、B60-64 (運輸) 78 件、C07,A01N (有機化学) 69 件など。
- ・特許登録件数は、1,551 件で、内訳は、ドイツ 411 件、チェコ 349 件、米国 212 件と続く。

(実用新案)

- ・実用新案出願件数は、国内出願が 1,105 件、外国出願が 80 件で合計 1,185 件。

(意匠)

- ・意匠出願件数は、国内出願が 881 件、外国出願が 35 件で合計 916 件。

(商標)

- ・商標出願件数は、16,239 件。
- ・登録共同体意匠は、63,206 件。

——— 年報全文は、以下参照 ———

http://isdvapl.upv.cz/pls/portal30/docs/FOLDER/PDF_DOKUMENTY/ROCENKY/ROCENKA_2005.PDF

・フィンランド特許庁、2005年の年報を公表

フィンランド特許庁は、2005年の年報を公表した。主な内容は以下の通り。

(特許)

- ・特許出願件数は、2,059 件（前年 2,220 件）で、うち外国からの出願は 229 件。
- ・登録された特許件数は、1,757 件。
- ・欧州特許のうちフィンランドを指定国とするものは、5,639 件。
- ・2005 年 12 月末時点で有効な特許件数は、17,846 件、また欧州特許に登録されているものでは、21,625。

(実用新案)

- ・出願件数は、439 件（前年 496 件）で、うち外国からの出願は 14 件。
- ・登録された実用新案件数、403 件。
- ・2005 年 12 月末時点で有効な実用新案件数は、3,034 件。

(商標)

- ・出願件数は、3,481件（前年3,320件）で、うち外国からの出願は661件。
- ・出願を国別にみると、フィンランド2,820件、米国283件、ドイツ58件、スウェーデン28件の順。
（意匠）
- ・出願件数は、201件（前年215件）。
（その他）
- ・フィンランド特許庁は、2005年4月1日から国際調査機関(ISA)及び国際予備審査機関(IPEA)として業務を開始した。
- ・2005年12月末時点の従業員数は482名。うち常勤は427名。女性従業員数は319名。また、大学院卒業以上が184名、大学卒相当が85名。年齢別では55歳以上が約25%、45歳以上が60%以上を占め、平均年齢は45.7歳。
- ・テレワーク勤務者が5名。
- ・電子出願が普及し、特許出願の3分の1、PCT出願の半数が電子出願。
- ・品質管理システムに関する国際規格ISO9000を2006年に取得することを目標としている。

その他にもこの年報では、審判や予算関係、生産性の向上などに係る資料などが公表されている。

——— 年報全文は、以下参照 ———

<http://www.prh.fi/stc/attachments/annualrEPOrt2005.pdf>

・アイルランド特許庁、2005年の年報を公表

アイルランド特許庁は、2005年の年報を7月7日付けで公表した。主な内容は以下の通り。

（特許）

- ・特許出願件数は864件（前年845件）。うち国内出願は789件。外国からの出願は、英国33件、米国27件、スペイン4件などで日本からは2件。
- ・特許登録件数は349件で、2003年581件、2004年496件と連続して減少している。理由は、近年のバックログの減少に伴うもの。国別にみると、アイルランド243件、米国47件、英国23件、日本、カナダ、フランス、スイスが5件と続く。
- ・特許登録件数について、EPOが登録しアイルランドを指定国としているものは、26,866件。うちアイルランドの出願人によるものは94件。
- ・アイルランドを受理官庁とするPCT出願は147件。
- ・2005年12月31日時点における有効な特許件数は58,887件。

(意匠)

- ・意匠の出願件数は、60件。
- ・意匠の登録件数は、170件。国別にみると、オーストリア60件、アイルランド54件、カナダ21件、英国16件の順。

(商標)

- ・商標の出願件数は、2,677件。
- ・商標の登録件数は、2,338件。国別にみると、アイルランド1,027件、米国514件、英国411件、ドイツ99件、スイス57件、フランス32件、日本23件の順。

(その他)

- ・2005年12月31日時点の職員数は、69名。

その他にもこの年報では、登録された特許、商標、意匠のそれぞれについて国際分類別の件数、各業績目標毎の四半期毎の達成度、などが公表されている。

(注) アイルランドのEPO加盟は1992年。PCT加盟は1992年。

—— 年報全文は、以下参照 ——

http://www.patentoffice.ie/en/publications_rEPOrt.aspx

・ **スイス特許庁、2005年の年報を公表**

—— 年報全文は、こちら ——

・ **ノルウェー特許庁、2005年の年報を公表**

—— 年報全文は、こちら ——

・ **ベネルクス意匠庁、2005年の年報を公表**

—— 年報全文は、こちら ——

・ **モルドバ特許庁、2005年の年報を公表**

—— 年報全文は、こちら ——

・ **トルコ特許庁、2005年の年報を公表**

—— 年報全文は、こちら ——

《その他》

・英国－インド、知財協力に関する共同声明発表

英国のセインズベリー科学大臣とインドのナート商工大臣は、「知的財産権に係る英国－インド二国間協力についての共同意図声明」(Joint Statement of Intent on Bilateral Cooperation between INDIA and the UNITED KINGDOM on Intellectual Property Rights) に署名を行った。2004年9月に、「英－インド共同経済貿易委員会」(UK-India Joint Economic and Trade Committee; JETCO) の設立が合意され、2005年1月にJETCOの発足会合が開催されたが、その会合時に大臣レベルで交わされた覚書において、両国の貿易・投資増大のためには知的財産権が重要な要素であることが確認され、具体的な政策を採用することが決定された。今回の共同声明はその内容を具体化したもの。

共同声明において、将来の両国の協力が期待される例として、(1)特許・商標の行政官の研修及び管理、(2)特許・商標の弁護士能力向上、(3)知財の侵害調査及びその解決のための、経験とベストプラクティスの共有、(4)インドの大学及びロースクールにおける知的財産権法教育、(5)産業界による知財の活用への意識向上、が挙げられている。これらの協力活動は、英国・インド両特許庁による共同プログラムによって実施される。

英セインズベリー大臣は、「技術革新の成功と経済成長のために知財はきわめて重要。この共同宣言は、両国にとって有益な貿易産業関係構築に向けた行動を形にしたもの。」とのコメントを発表した。また、英国特許庁のマーチャント長官は、「共同宣言における協力項目の実施により、両国は経験を共有することができるであろう。英国特許庁は、両国政府と産業界のニーズを効果的に満たすことができる。」とのコメントを発表した。

——— 共同宣言の内容は、以下参照 ———

<http://www.patent.gov.uk/media/pressrelease/2006/jointstatement.pdf>

——— 英国特許庁のプレスリリースは、以下参照 ———

<http://www.patent.gov.uk/media/pressrelease/2006/2806.htm>

・欧州委員会、EUによる対途上国知財関連技術援助プログラムを公表

欧州委員会は、8月3日、EUが途上国に対して行っている知財に関する技術援助プログラム一覧を公表した。EUによる途上国協力の全体像を概観できる内容であり、概要を以下に記す。

1. 総論

EUの通商総局が担当する途上国協力は、地域別・国別に行われており、地域では、ASEAN、バルカン諸国、中央アジア、中央アメリカ、南アフリカ、国別では、中国、ロシア、インド、モロッコ、フィリピン等、全世界にわたる。知財に特化したプログラムの他、政情安定化／経済支援／WTO履行といった途上国協力一般の中に組み込まれものもある。各プログラムは数年スパンで実施され、プログラムごとに数百万～数千万ユーロを投じている。活動内容は、税関取締への協力が目立ち、他にはセミナー開催などが挙げられる。これらのプログラムは、EUから途上国への派遣者により実施されている。EU機関であるOHIM及びEU外機関であるEPOが参加しているプログラムもある。

2. 各論 (主要な地域・国への協力)

【対中国】

「EUCTP」(EU-中国貿易プロジェクト)

EUと中国の共同出資により、中国のWTO履行を目的として2004年に開始された、貿易関連技術援助プログラム。6項目に分かれており、「法的項目」中で知財について取り扱っている。セミナー、法制比較研究、SIPOとEU域内市場総局との人材交流等が行われた。2004年に中国で行われた日-EU知財保護共同セミナー開催もこのプログラムの一環。

2007年中頃に、「EU-中国知的財産権協力プログラムII」(II EU-China IPR Cooperation Programme) が立ち上げられる予定。

【対ASEAN】

「ECAP II」(EC-アセアン知的財産権協力プログラム)

産業財産権の保護を目的として行ってきた「ECAP I」の完了により、ASEAN側の要請を受けて2000年7月から開始されたプログラム。知的財産権全般、特にエンフォースメントに傾注するとともに、対象国をASEAN9カ国に拡大。知財保護の法的枠組の確立、知的財産権のエンフォースメント向上、アウェアネス向上に焦点を当て、EUが900万ユーロを投じ、研修、セミナー、技術援助等を行っている。OHIMが商標、意匠について担当し、またEPOが特許について担当。2006年末完了予定。

【対インド】

「TIDP」(貿易投資開発プログラム)

EU-インド間の貿易と投資を促進するため、2004年から開始された総額1,400ユーロを投じるプログラム。6項目に分かれており、知財に関しては2項目。1つは特許、意匠、商標を中心とした知財の保護で、研修を中心に行政手続及びエンフォースメント基盤構築を目指す(170万ユーロ)。知財のもう1つの項目として税関職員の交換派遣も挙げられている(50

万ユーロ)。

【対バルカン諸国】

「CARDS」(再建, 発展及び安定化のための共同体援助)

欧州委員会は, EUとバルカン5カ国(アルバニア, ボスニア・ヘルツェゴビナ, クロアチア, セルビア・モンテネグロ, マケドニア)の間の将来に向けた政治経済関係のための包括的法的枠組を構築すべく, 2000年, 「安定化及び連携プロセス」を立ち上げた。CARDS地域知財プログラムはこのプロセスにおいて実行され, 当該5カ国においてWTOの履行に向けて知的財産権の効果的かつ十分な保護が行われることを目的として, セミナー等を開催している。ECAP IIと同様, OHIM及びEPOが協力。

【対中央アジア】

「BOMCA」(中央アジア国境管理計画)

中国, アフガニスタン, イランから中央アジアを経由してEUに入り込む違法な人と物の流入を管理するため, EUが中央アジア5カ国(カザフスタン, キルギスタン, タジキスタン, トルクメニスタン, ウズベキスタン)に対して2003年より行っている国境管理活動。種々の研修や法的サポートを実施。

—詳細は, 以下参照—

(総論) http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/august/tradoc_129556.pdf

http://ec.europa.eu/comm/trade/issues/sectoral/intell_property/pr030806b_en.htm

(対中国) <http://www.euchinawto.org/en/cmpt03.asp>

(対ASEAN) http://www.ecap-project.org/ecapii_prog.html

(対インド) <http://www.delind.ec.EUropa.EU/en/eco/tidp.htm>

(対バルカン諸国) http://www.cards-ipr.org/the_cards_regional_ipr_programme.html

(対中央アジア) <http://bomca.eu-bomca.org/en/about>

・英国の大学, 技術移転が活発化

英国の大学が, 2003-04学年度(academic year)に行った技術ライセンスが前年に比べて約3倍になったことが, HEFCE(注1)が7月に公表した「Higher education-business and community interaction survey」と題する調査報告書(注2)により明らかになった。

同報告書によると, HEFCEは指標としてディスクロージャ, 特許, ライセンス, スピンオフ企業などを採用。ディスクロージャの数は2002-03学年度には2,710件であったものが, 2003-04学年度には3,029件に約12%増加。特許については, 出願件数は約1,300件

と7%増加、付与された特許件数は23%増加し、英国の大学全体でみると有効な特許の総数は5,707件になり2002-03学年度の3,938件から45%増加した。ライセンスについては、ソフトウェア以外のライセンスは1,200件以上でその収入は£22M以上と前年度比£2M以上の増加し、またソフトウェアのライセンスについてみると900件以上でその収入は£2M以上であった。ライセンス数でみると前年度の約750から約3倍の約2,250に増加した。スピンオフ企業は133社と4年度連続減少となり、現在のスピンオフ企業総数は920社で、3年以上経つ企業が562社を占める。また、研究に用いられた支出総額に占めるライセンス収入の割合は1.1%、研究に用いられた支出£10Mあたりの特許件数は1.3件であった。

(注1) HEFCE

高等教育財政審議会。=Higher Education Funding Council for England。1993年基金(Funding)を行う公社として設立された。英国の大学(University及びCollege)への補助金の分配を行っている機関。130の英国の大学に資金を分配している。2006-07学年度には£6,706Mの資金が配分(教育に£4,228M、研究に£1,342M)が予定されている。

(注2)

今回の年次報告書は、英国における知識の移転にかかる情報を提供すべく、2005年8月時点のデータに基づいて、英国内の164の大学から得られた回答を元に作成されている。年次報告書としては5回目であり、データがウェブで公表されるのは今回が初めて。

—— HEFCEのウェブサイトは、以下参照 ——

<http://www.hefce.ac.uk/>

—— HEFCEの報告書は、以下参照 ——

http://www.hefce.ac.uk/pubs/hefce/2006/06_25/